

兵庫県建設工事に係る地域維持型建設共同企業体取扱試行要綱

1 目的

この要綱は、県が発注する建設工事に係る地域維持型建設共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、地域維持型建設共同企業体とは、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保する目的で、工事ごとに自主的に結成される共同企業体をいう。

3 形態

地域維持型建設共同企業体は、甲型（共同施工方式）及び乙型（分担施工方式）のいずれかの形態によるものとする。

4 構成員数

構成員数は、2者から10者程度とする。

5 構成員の要件

乙型における構成員の要件は次のとおりとし、甲型における要件は別途定める。

(1) 技術的要件

構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

構成員は、発注部局が指定する分担工事について、当該分担工事ごとに定める施工実績に関する要件を満たす者であること。

構成員は、分担工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、分担工事現場に専任で配置することができること。

ただし、分担工事の内容が役務となる行為のみである場合は、原則として主任技術者の配置は要しない。

地域の地形・地質等に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること。

(2) 代表者

代表者は、土木工事業の許可を有し、かつ、構成員中の施工能力の大きい者の中から、構成員において決定された者とする。

(3) その他

分担工事額がない者を、構成員とすることはできない。

構成員は、同一工事において他の地域維持型建設共同企業体の構成員となることはできない。

詳細な要件については、各発注部局が工事ごとに定める。

6 建設工事を受注した場合の手続

地域維持型建設共同企業体が工事を受注し、施工するに至った時、地域維持型建設共同企業体の代表者は、その工事ごとに地域維持型建設共同企業体運営委員会を設置し、同委員会において決定した次の各項目について契約担当部局（本庁発注にあつては各主管課長、地方機関にあつてはその長）あて、文書で提出しなければならない。

- (1) 施工体系図
- (2) 地域維持型建設共同企業体協定書（写）
- (3) 工事施工計画及び下請負人等通知書
- (4) その他、契約担当部局が必要と認める事項

7 施行期日

この要綱は、平成 26 年 2 月 7 日から施行する。